

重要なお知らせ

ご加入者様

2023年5月吉日
全国商工会連合会

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 福祉共済制度の「みなし入院」の取り扱い変更について

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、全国商工会会員福祉共済をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」とされたことに伴い、現在福祉共済制度で実施している新型コロナウイルス罹患時の「みなし入院※1」の取り扱いを下記のとおり終了いたします。

つきましては、ご請求にあたって予め以下の内容をご確認していただきますようお願いいたします。

※1： 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」には該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯にあります。

記

・「みなし入院」による入院共済金のお支払い対象について

(注 医療特約の疾病入院共済金、トータル「がん」プランの入院共済金が該当します)

<入院共済金等のお支払い対象>

診断日	ケース		
	病院または診療所に 入院された場合 (約款における取り扱い)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取り扱い:「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方※2	左記以外の方
2023年5月7日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日(月)以降※3	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

※2:「重症化リスクの高い方」とは、発症届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

※3 2023年5月7日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方については、2023年5月8日(月)以降も共済金をご請求いただけます。

これからも、私ども全国商工会連合会は全国商工会会員福祉共済の一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具